

3. 予算（人件費の見積りを含む） 収支計画及び資金計画

（中期目標）

-

（中期計画）

「1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」及び「2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項及び事業量等に基づいて中期計画の予算を作成し、当該予算による業務運営を行う。

（1）予算（人件費の見積りを含む） 「別表4」

別表4「予算（人件費の見積りを含む）」

平成20年度～平成24年度予算 (単位：百万円)

収 入		支 出	
区 分	金 額	区 分	金 額
業 務 等 収 入	1,267,026	業 務 経 費	578,376
受 託 収 入	5,400	建 設 事 業 関 係 経 費	401,799
業 務 外 収 入	3,005	管 理 業 務 関 係 経 費	159,445
		そ の 他 業 務 経 費	17,132
		施 設 整 備 費	1,322
		受 託 経 費	4,278
		借 入 金 償 還 等	573,637
		一 般 管 理 費	12,652
		人 件 費	90,717
		業 務 外 経 費	27,158
合 計	1,275,431	合 計	1,288,139

（注1） 業務等収入については、毎年度の予算編成において、交付金、補助金、長期借入金等の適切な組み合わせが決定されることから、一括して計上している。

なお、具体的な財源内訳については、各年度計画において明示する。

（注2） 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

（注3） 借入金償還等は、業務等収入の構成により変わることがある。

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額68,499百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

なお、見積りを作成するにあたっては、給与改定率（ベア率及び昇級原資（率））及び消費者物価指数の伸率を、ともに0%と仮定して算出しているものである。

(2) 収支計画 「別表5」

別表5 「収支計画」

平成20年度～平成24年度収支計画

(単位：百万円)

	区 別	金 額
費用の部	経常費用	684,836
	管理業務費	188,773
	受託業務費	4,091
	建設事業費	652
	一般管理費	17,756
	減価償却費	376,125
	財務費用	97,438
	収益の部	694,067
経常収益	受託収入	694,067
	補助金等収益	5,150
	資産見返補助金等戻入	184,743
	建設仮勘定見返補助金等戻入	376,125
		652
	財務収益	127,396
純利益		9,231
前中期目標期間 繰越積立金取崩額		23,525
総利益		32,756

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(3) 資金計画 「別表6」

別表6「資金計画」

平成20年度～平成24年度資金計画

(単位：百万円)

	区 別	金 額
資 金 支 出	業務活動による支出	823,858
	建設費支出	401,799
	管理業務支出	159,445
	受託業務支出	4,278
	人件費支出	90,717
	その他の業務支出	167,619
	投資活動による支出	1,322
	有形固定資産等の取得による支出	1,322
	財務活動による支出	462,322
	借入金の返済による支出	346,452
	債券の償還による支出	115,870
	次期中期目標の期間への繰越金	13,641
	資 金 収 入	
	業務・財務活動による収入	1,274,793
	前期よりの繰越金	26,349

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(年度計画)

「1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」及び「2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項及び事業量等に基づいて予算を作成し、当該予算による業務運営を行う。

(1) 予算(人件費の見積りを含む) 「別表4」

[人件費の見積り]

平成20年度においては総額13,958百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

(2) 収支計画 「別表 5」

(3) 資金計画 「別表 6」

(年度計画における目標設定の考え方)

予算、収支計画及び資金計画について別表 - 1 ~ 3 のとおり計画し、これを適正に実施することとした。

(平成 20 年度における取組)

予算(人件費の見積りを含む) 収支計画及び資金計画

(1) 予算の執行状況

年度計画における予算(収入予算:約 2,569 億円、支出予算:約 2,646 億円)に基づいて、適正に業務運営を行った。

(1) 予算 (別表 - 1 のとおり)

(2) 収支計画 (別表 - 2 のとおり)

(3) 資金計画 (別表 - 3 のとおり)

(2) 割賦元金の回収状況

地方公共団体等の利水者が負担する水資源開発施設の新築及び改築に係る負担金のうち、割賦支払によるものについては、貸借対照表の資産の部に割賦元金(債権)として計上しており、平成 20 年度末残高は 8,413 億円となっている。

割賦元金の回収にあたっては、当該利水者(債務者)との協議により、事前に策定した回収計画に則り確実に回収しており(平成 20 年度回収額 1,186 億円)これまで遅延等により回収に支障を来したことはない。

(別表 - 1 収入)

(単位:百万円)

区 分	前年度繰越額	予 算 額	計	決 算 額	差 額	備 考
施設整備費補助金	0	0	0	0	0	
政府交付金	2,657	42,999	45,656	31,081	14,575	
その他の国庫補助金	5,545	18,023	23,568	17,911	5,657	
財政融資資金借入金	4,400	11,500	15,900	10,600	5,300	
民間資金借入金	0	0	0	0	0	
水資源債券	0	9,000	9,000	8,998	2	
業務収入	1,139	173,663	174,801	175,891	1,090	
受託収入	167	1,080	1,247	1,345	98	
業務外収入	0	622	622	1,819	1,197	
合 計	13,908	256,887	270,795	247,645	23,149	

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

政府交付金等の減は、業務経費の繰越による財源収入等の減によるものである。

業務収入の増は、割賦負担金の繰上償還等の増によるものである。
 業務外収入の増は、水力発電の売電収入等の増によるものである。

(別表 - 1 支出)

(単位:百万円)

区 分	前年度繰越額	予 算 額	計	決 算 額	差 額	備 考
業 務 経 費	14,153	81,977	96,131	69,178	26,953	
建設事業関係経費	14,099	51,439	65,538	40,761	24,776	
管理業務関係経費	54	29,891	29,945	28,041	1,905	
その他業務経費	0	648	648	376	272	
施 設 整 備 費	0	179	179	56	123	
受 託 経 費	13	856	868	957	89	
借 入 金 等 償 還	0	125,892	125,892	125,892	0	
支 払 利 息	0	27,811	27,811	27,207	604	
一 般 管 理 費	0	2,714	2,714	2,046	668	
人 件 費	0	18,019	18,019	16,860	1,160	
業 務 外 経 費	0	7,129	7,129	4,542	2,587	
合 計	14,166	264,576	278,742	246,737	32,005	

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

ダム等建設事業7事業及び用水路等建設事業6事業についての的確な進捗を図った。

なお、一部経費について繰越をしている。

管理業務31業務についての的確な施設の管理を実施した。

なお、一部経費について繰越をしている。

国等からの委託に基づき53業務を実施した。

なお、一部経費について繰越をしている。

支払利息は、借入利率の変動に伴い減少したものである。

人件費は、退職者が予定より少なかったこと等により減少したものである。

収入と支出の決算額の開差は、業務収入(割賦負担金等収入)等が増額になったためである。

参考

(単位:百万円)

	決 算 額
収 入	247,645
支 出	246,737
差 額	908

[人件費の見積り]

平成20年度において総額13,472百万円を支出し、486百万円の減(計画)

13,958百万円)とした。

なお、人件費の見積額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

(別表 - 2 収支計画)

(単位:百万円)

区	分	計画額	実績額	差額
費用の部		141,011	187,679	46,668
	経常費用	141,011	187,679	46,668
	管理業務費	35,583	32,552	3,031
	受託業務費	818	48,876	48,058
	災害復旧事業費	-	60	60
	建設事業費	652	2,047	1,394
	一般管理費	3,452	6,075	2,624
	減価償却費 財務費用	75,225 25,281	72,968 25,101	2,257 180
収益の部		146,092	190,147	44,055
	経常収益	146,092	190,147	44,055
	受託収入	1,030	48,954	47,924
	補助金等収益	34,689	31,688	3,001
	災害復旧事業収入	-	60	60
	資産見返補助金等戻入	75,225	72,968	2,257
	建設仮勘定見返補助金等戻入	652	2,047	1,394
	財務収益 雑益	34,496 -	34,415 15	80 15
純利益	5,080	2,468	2,612	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	3,683	6,567	2,884	
総利益	8,763	9,035	272	

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

管理業務費及び補助金等収益の減は、管理業務における事業用固定資産の取得増による費用の計上減及びそれに対応する収益の計上減等によるものである。

受託業務費及び受託収入の増は、過年度の未完成受託業務の完了に伴う費用の計上増及びそれに対応する収益の計上増等によるものである。

災害復旧事業費及び災害復旧事業収入の計上は、早明浦ダム災害復旧事業の完了によるものである。

建設事業費及び建設仮勘定見返補助金等戻入の増は、印旛沼開発施設緊急改築事業の完了に伴う事業用固定資産への振替計上の減による費用の計上増及びそれに対応する建設仮勘定見返補助金等の収益化の増等によるものである。

一般管理費の増は、退職給付費用の増等によるものである。

減価償却費及び資産見返補助金等戻入の減は、事業用固定資産の確定に伴う実績減によるものである。

前中期目標期間繰越積立金取崩額の増は、前中期目標期間繰越積立金を財源とする退職給付費用の増等によるものである。

(別表 - 3 資金計画)

(単位：百万円)

	区 別	計画額	実績額	差 額
資金支出	業務活動による支出	138,383	121,362	17,021
	建設費支出	51,439	41,376	10,063
	管理業務支出	29,891	28,271	1,620
	受託業務支出	856	1,293	438
	人件費支出	18,019	16,847	1,173
	その他の業務支出	38,178	33,575	4,603
	投資活動による支出	179	32	148
	有形固定資産等の取得による支出	179	32	148
	財務活動による支出	125,889	134,189	8,300
	借入金の返済による支出	73,019	81,319	8,300
	債券の償還による支出	52,870	52,870	0
	翌年度への繰越金	18,659	38,365	19,706
	資金収入	業務活動による収入	236,261	228,117
政府交付金収入		42,999	30,794	12,205
国庫補助金収入		18,023	18,003	20
受益者負担金収入		139,212	141,978	2,766
受託業務収入		1,080	1,331	251
その他の収入		34,947	36,012	1,064
投資活動による収入		-	1,298	1,298
有価証券の償還による収入		-	1,297	1,297
敷金・保証金の返戻による収入		-	1	1
財務活動による収入		20,500	27,879	7,379
借入れによる収入		11,500	18,900	7,400
債券の発行による収入		9,000	8,979	21
前期よりの繰越金		26,349	36,654	10,304

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

「建設費支出」及び「政府交付金収入」の減は、翌年度への繰越等による支出の減及びそれに対応する収入の減によるものである。

「借入金の返済による支出」及び「借入れによる収入」の増は、短期借入金の借入・返済のための増等である。

「受益者負担金収入」の増は、割賦負担金の繰上償還を受け入れたものである。

「有価証券の償還による収入」は、愛知・豊川用水事業特別勘定において発生したものである。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

施工計画の見直し等による予算の繰越はあるものの、引き続き事業の円滑な進捗に向けて計画的な事業執行に鋭意努力することから、中期計画に掲げる予算、収支計画及び資金計画については、本中期目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。

4. 短期借入金の限度額

(中期目標)

-

(中期計画)

一時的な資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、単年度300億円とする。

(年度計画)

一時的な資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、300億円とする。

(年度計画における目標設定の考え方)

一時的な資金不足に対応するための短期借入金の限度額については、中期計画に定めた額と同様に300億円とした。

(平成20年度における取組)

短期借入金の限度額

短期借入金については、一時的な資金不足に充てるために最大48億円を借り入れた。

月別調達額

(単位：億円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
借入額		48		-	17	18	-	-	-	-	-	-
返済額	-		48	-	-	35	-	-	-	-	-	-
残 額		48	-	-	17	-	-	-	-	-	-	-

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

今後とも、中期計画に掲げる短期借入金の限度額については、資金の効率的な運用を図り、限度額内での借入となるよう努める。

5. 重要な財産の処分等に関する計画

(中期目標)

-

(中期計画)

戸倉ダム建設事業（平成18年11月10日事業実施計画廃止）において取得し所有している財産について、地元の意向に配慮しつつ適切に処理するよう検討し、調整を進める。

また、保有資産の見直しに沿って、宿舍及び会議所の処分を行う。「別表7」

別表7「重要な財産の処分等に関する計画」

処分財産名	所在地
高円寺宿舍（建物及び土地）	東京都杉並区高円寺南
常盤平宿舍（土地）	千葉県松戸市常盤平5丁目
寺尾台宿舍（土地）	神奈川県川崎市多摩区寺尾台2丁目
高島平寮（土地）	東京都板橋区高島平9丁目
千葉用水総合事業所川戸宿舍（建物及び土地）	千葉県千葉市中央区川戸町
愛知用水総合管理所楽園宿舍（土地）	愛知県名古屋市昭和区楽園町
琵琶湖開発総合管理所千町宿舍（建物及び土地）	滋賀県大津市千町
日吉ダム管理所亀岡宿舍（建物及び土地）	京都府亀岡市大井町

(年度計画)

戸倉ダム建設事業（平成18年11月10日事業実施計画廃止）において取得し所有している財産について、地元の意向に配慮しつつ適切に処理するよう検討し、調整を進める。

また、保有資産の見直しを行い、宿舍及び会議所の処分に向けた諸手続等に関する関係者調整を進める。

(年度計画における目標設定の考え方)

廃止が決定された戸倉ダム建設事業で取得し所有している財産（事業用地）について、適切な処理に向けて検討・調整を進めていくこととした。

中期計画に掲げている事項を達成させるための準備段階として、本社宿舍について既存宿舍用地等の処分計画、新宿舍の整備計画及び実施方法を検討し、実施に向けてその進捗を図る。

また、本社以外の宿舍居については、宿舍の処分に必要となる事務手続を整理し、処分に向けて、その進捗を図ることとした。

(平成20年度における取組)

重要な財産の処分等に関する計画

1. 戸倉ダム建設事業で取得した財産の処理について

戸倉ダム建設事業にて取得した事業用地については、地元が要望する隣接土地所有者の山林維持管理等への配慮、土地利用の法的制限、補助金返還の必要性等を考慮し、

公的機関への有償譲渡に向けた検討・調整を行っている。平成21年度においても、引き続き上記用地の適正な処分に向けて取り組んでいくこととしている。

2. 保有資産の見直し

(1) 本社宿舎

(7) 1) 本社宿舎の見直し P. 344 に記載

(2) 本社以外の宿舎

(7) 2) 本社以外の宿舎の見直し P. 346 に記載

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

戸倉ダム建設事業にて取得した事業用地を適切に処理するため、公的機関への有償譲渡に向け検討・調整を進めてきており、引き続き事業用地の適正な処分に向けて取り組んでいくこととしている。

(保有資産の見直しについては P. 344、P. 346 に記載のとおり)

6. 剰余金の使途

(中期目標)

-

(中期計画)

剰余金の使途については、新築及び改築事業並びに管理業務等に係る負担軽減を図るなど、利水者等へのサービスの向上や機構の経営基盤の強化に資する業務とする。

(年度計画)

剰余金の使途については、新築及び改築事業並びに管理業務等に係る負担軽減を図るなど、利水者等へのサービスの向上や機構の経営基盤の強化に資する業務とする。

(年度計画における目標設定の考え方)

利益が生じた場合、必要に応じて、新築及び改築事業並びに管理業務等に係る負担軽減を図るなど、利水者等へのサービスの向上や機構の経営基盤の強化に資する業務に充てることとした。

(平成20年度における取組)

剰余金の使途

剰余金の使途については、独立行政法人水資源機構法第31条の積立金の処分により財源充当することを予定しているため、平成20年度の機構の当期総利益約90億円は、独立行政法人通則法第44条第1項の規定により、これを積立金としてして整理した。

なお、機構の剰余金は主に長期借入金や水資源債権の償還と割賦負担金制度における利水者負担金の償還の条件差により生じる借換が、計画より低金利で行われたために発生したものである。

この剰余金は、その発生要因に鑑み、将来の金利変動に備えるほか、コスト増の抑制、利水者等の負担軽減等を図るための方策に活用することとしている。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

剰余金の使途については、毎年度利益が生じた場合、必要に応じて新築及び改築事業並びに管理業務等に係る負担の軽減を図るなど、利水者等へのサービス向上や機構の経営基盤の強化に資する業務に充当することから、中期計画に掲げる剰余金の使途については、本中期目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。

7. その他業務運営に関する重要事項

(1) 施設・設備に関する計画

(中期目標)

機構の保有する宿舍、研修施設又は実験設備等については、必要な機能を長期間発揮できるよう、的確な維持管理に努めるとともに計画的な整備・更新を行うこと。

(中期計画)

中期目標期間中における主な本社、支社局等に係る宿舍、研修施設、実験設備等に係る整備・更新及び改修は、保有資産の見直しによる既設宿舍用地等の処分も踏まえつつ、次のとおり実施する。「別表8」

別表8「施設・整備に関する計画」

内 容	予定(百万円)	財 源
宿舍等更新	666	独立行政法人水資源機構法31条に基づく積立金等
試験研究機器更新	67	
情報機器更新等	567	

(年度計画)

平成20年度における主な本社・支社局等に係る宿舍、研修施設、実験設備等に係る整備・更新及び改修は、保有資産の見直しによる既設宿舍用地等の処分も踏まえつつ、次のとおり実施する。「別表7」

別表7「施設・整備に関する計画」

内 容	予定(百万円)	財 源
宿舍等更新	32	独立行政法人水資源機構法31条に基づく積立金等
試験研究機器更新	40	
情報機器更新等	107	

(年度計画における目標設定の考え方)

中期目標・中期計画に基づき、施設整備・更新及び改修を行うこととした。

(平成20年度における取組)

施設・整備に関する計画

平成20年度に実施した施設整備・更新及び改修等で主なものは以下のとおりである。

(1) 試験研究機器更新(約22百万円)

繰り返し三軸試験装置更新（15,057,000円）

地震時における地盤の液状化特性などを把握するために必要となる試験装置であるが、耐用年数の経過により老朽化著しく、試験結果の精度維持に支障が生じることから機器更新を実施した。



（2）情報機器更新等（約34百万円）

土木積算等積算システムサーバー更新（10,647,000円）

土木工事等積算システムで使用しているUNIXサーバが耐用年数を経過し、老朽化が著しく、今後の積算業務に支障を来すことから機器更新を実施した。



ネットワーク機器更新（13,828,500円）

機構内のメールや出退勤管理、契約管理など各業務システムを運用するために用いる社内LANに接続するためのルータ装置、LANスイッチの老朽化が著しく、業務遂行に支障が生じる恐れがあったため機器更新を実施した。



今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成21年度以降も、中期計画に基づき施設・設備の整備・更新及び改修を行い、適切な維持管理に努めることにより、中期計画に掲げる施設・整備に関する計画については、本中期目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。

7. その他業務運営に関する重要事項

(2) 人事に関する計画

1) 要員配置の見直し

(中期目標)

人員の適正配置により業務運営の効率化を図ること。

(中期計画)

本社・支社局及び全事務所の要員配置計画を平成20年度から毎年作成し、計画的に要員配置の見直しを行う。

(年度計画)

本社・支社局及び全事務所の要員配置計画を作成し、計画的に要員配置の見直しを行う。また、地域の情報に長け、地域に密着した人材を活用するため、引き続き地域勤務型制度の定着及び推進を図るとともに、制度の改善についての検討を行う。

(年度計画における目標設定の考え方)

機構全体として、最盛期を迎える事務所へ重点的に人員配置を円滑に行えるよう要員配置計画を策定した。

地域勤務型制度を見直し、対象範囲の拡大を図ることで、地域に長け、密着した人材を育成することとした。

(平成20年度における取組)

要員配置の見直し

平成20年度において、要員配置計画を作成し、計画的に要員配置の見直しを行った。

地域勤務型制度については、50才以上とした年齢制限を撤廃し、事由による申請制度に変更することにより対象範囲を拡大した。地域勤務を認定するに当たっては、当該申請の内容を審査し、業務上の必要を勘案の上、認定することとした。

これにより、本人等の病気療養や親の介護、子育てといった状況にも対応可能となり、職員が安心して働ける職場づくりと、地域に密着した人材の育成等の推進を図った。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

引き続き要員配置計画を毎年作成し、人員の適正配置が図られるものと考えている。

また、地域勤務制度の定着を図るとともに、この制度の点検を継続的に行うことで、中期計画に掲げる人事に関する計画については、本中期目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。

7. その他業務運営に関する重要事項

(2) 人事に関する計画

2) 人員の適正な配置

(中期目標)

人員の適正配置により業務運営の効率化を図ること。

(中期計画)

最盛期を迎える事業にあっては、重点的な人員配置を行う。

また、経営企画・環境・広報等の多角的な対応が求められる業務については、機動的な組織運営を確保するため、引き続き、事務系職員と技術系職員が一体となって業務の推進が図れる人事配置とする。

(年度計画)

最盛期を迎える事業にあっては、重点的な人員配置を行う。

また、経営企画・環境・広報等の多角的な対応が求められる業務については、機動的な組織運営を確保するため、引き続き、事務系職員と技術系職員が一体となって業務の推進が図れる人事配置とする。

(年度計画における目標設定の考え方)

最盛期の事業に優先的に人員配置をすることにより、事業の進捗を図ることとした。

さらに、業務が多様化し、多角的な対応が求められる業務に対しては、機動的に対応できる業務執行体制を執り、業務の推進を図ることとした。

(平成20年度における取組)

人員の適正な配置

1. 重点的な人員配置

最盛期にある豊川用水二期事業及び大山ダム建設事業並びに平成20年9月に事業承継した木曾川水系連絡導水路事業に重点的な人員配置を行い、事業の計画的な進捗を図った。

2. 事務系・技術系職員の一体的人事配置

事務系及び技術系職員が一体となって業務推進を図る体制を執るため、総務部広報課、経営企画部、環境室、群馬用水総合事業所等に事務系及び技術系職員を配置した。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成20年度も引き続き、最盛期を迎えた事業所に重点的な人員配置を行うとともに、業務が集中する特定の期間にその業務に対応できる職員を一時的に配置する弾力的・効果的人事配置を行い、業務運営の効率化を図った。また、事務系及び技術系職員の一体的人員配置についても継続して実施している。以上により、中期計画に掲げる人事に関する計画については、本中期目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。

7. その他業務運営に関する重要事項

(3) 積立金の使途

(中期目標)

積立金の使途については、利水者等の負担軽減を図るために活用すること。

(中期計画)

積立金の使途については、新築及び改築事業並びに管理業務等に係る利水者等の負担軽減を図るため、施設の耐震性の向上やコスト縮減に資する技術力の維持・向上のための調査・技術開発及び施設の長寿命化のための調査・技術開発並びに地球温暖化対策に資する施設整備等とする。

(年度計画)

積立金の使途については、新築及び改築事業並びに管理業務等に係る利水者等の負担軽減を図るため、施設の耐震性の向上やコスト縮減に資する技術力の維持・向上のための調査・技術開発及び施設の長寿命化のための調査・技術開発並びに地球温暖化対策に資する施設整備等とする。

(年度計画における目標設定の考え方)

水資源機構法第31条に基づき、国土交通大臣の承認を受けた積立金について、国及び利水者負担の軽減に資する取組に充当することとした。

(平成20年度における取組)

積立金の使途

1. 水資源機構法第31条に基づく積立金の活用

独立行政法人水資源機構法第31条に係る積立金の処分については、平成20年6月30日付けで国土交通大臣の承認を受けた。本中期目標期間における処分内容については以下のとおりである。

退職給付引当金負担軽減引当金	8,316百万円
管理業務費負担軽減積立金	3,224百万円
管理特定業務費積立金	8,000百万円
施設整備積立金	2,600百万円
事業調整積立金	4,000百万円
経営基盤強化積立金	8,000百万円
計	34,140百万円

平成20年度においては、国及び利水者負担軽減のため、上記積立金のうち約66億円について以下のとおり活用した。

退職給付引当金負担軽減積立金 : 約4,795百万円
退職給付引当金に充当した。

管理業務費負担軽減積立金 : 約 7 3 2 百万円

割掛経費の一部に充当した。

施設整備積立金 : 約 5 3 百万円

試験機器の購入に充当した。

経営基盤強化積立金 : 約 1 , 0 3 8 百万円

機構の経営基盤の強化及び利水者等へのサービス向上に資するため、ダム の 長 寿 命 化 と 機 能 向 上 、 ク リ ー ン エ ネ ル ギ ー の 有 効 活 用 、 ダ ム ・ 堰 等 の 耐 震 性 能 照 査 、 貯 水 池 等 の 水 質 対 策 技 術 に 関 する 調 査 研 究 、 ト ン ネ ル の 機 能 診 断 シ ス テ ム の 開 発 等 の 費 用 に 充 当 し た 。

平成 2 1 年 度 以 降 の 積 立 金 の 執 行 に 当 た っ て は 、 平 成 2 0 年 度 の 行 政 減 量 ・ 効 率 化 有 識 者 会 議 の 議 論 を 踏 ま え 、 国 土 交 通 省 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 に よ る 事 前 チ ェ ッ ク を 受 け る こと と な り 、 そ の 活 用 に 当 た っ て さ ら に 国 や 利 水 者 に 対 す る 透 明 性 が 図 ら れ る こと と な っ た 。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

独立行政法人水資源機構法第 3 1 条 に 基 づ く 積 立 金 に つ い て は 、 国 及 び 利 水 事 業 者 の 負 担 軽 減 に 資 す る べ く 国 土 交 通 大 臣 か ら 承 認 を 受 け 、 水 資 源 機 構 法 第 1 2 条 に 定 め る 業 務 の 財 源 に 計 画 的 に 充 当 す る こと と し て お り 、 積 立 金 の 使 途 に つ い て は 、 本 中 期 目 標 期 間 中 、 着 実 に そ の 目 的 を 達 成 で き る と 考 え て い る 。

7. その他業務運営に関する重要事項

(4) その他当該中期目標を達成するために必要な事項

利水者負担金に関する事項

1) 前払い方式の活用

(中期目標)

利水者の負担金の支払方法について、前払いする方式の活用など利水者の要望も踏まえ適切に対処すること。

(中期計画)

前払い方式の活用を最大限図ることとし、これを希望する利水者の要請には基本的に応じる。さらに、前払い方式と従来方式による負担額等に関する積極的な情報提供を行い、利水者の適切な判断に資する。

(年度計画)

前払い方式の活用を最大限図ることとし、これを希望する利水者の要請には基本的に応じる。さらに、前払い方式と従来方式による負担額等に関する積極的な情報提供を行い、利水者の適切な判断に資する。

(年度計画における目標設定の考え方)

前払い方式と従来方式による負担額等に関する積極的な情報提供を行い、利水者の適切な判断に資することとした。

(平成20年度における取組)

前払い方式の活用

事業パンフレットや次年度予算要求内容に関する説明時において、前払い方式(当該年度支払方法及び一次支払方式)と従来方式(割賦償還方式)に関する制度の情報提供を行うとともに、利水者からの要望により試算を行い、具体的な償還額の情報を提供するなど、前払い方式を希望する利水者の要望には最大限応じた。

1. ダム等建設事業

木曽川水系連絡導水路事業は平成20年9月に国土交通省より機構に承継された。利水者と水機構において負担金の支払方法について協議がなされ、水道用水及び工業用水の利水者である愛知県及び名古屋市と負担金支払いについての協定を平成21年3月に締結した。

負担金の支払方法については、借入金によらず毎年度納入することとしたが、利水者の支払い方法の検討に当たっては、年度別負担額、建中利息試算などの資料等の提供を行った。

2. 用水路等事業

(1) 新築事業

用水路等事業の新築部分に係る残事業分の水道負担金については、利水者の要請に応じて平成20年度から前払い方式を活用することとなった。

(2) 豊川用水二期事業

愛知県企業庁(水道用水・工業用水)から負担金について、平成21年度からの割賦償還開始・平成21年度からの当該年度支払開始をすることについての検討資料として、3パターンの負担金試算の依頼があり、平成20年6月に試算結果を提供した。

この結果平成20年11月には、愛知県企業庁から平成20年度までの実施分については平成21年度から割賦償還開始、平成21年度以降実施分については当該年度支払の方法によるとの意向が示されたが、その後愛知県における再検討の結果すべてキャンセルとなった。

また、静岡県農業用水に係る負担金(静岡県内負担額の60%)について、平成21年度に一時支払等をする討資料として、3パターンの負担金試算の依頼があり、平成20年10月に試算結果を提供した。この結果、共用施設分について、平成21年度に一時支払をするとの意向を確認し、一時支払の受入に関する手続を開始した。

(3) 印旛沼開発施設緊急改築事業

印旛沼開発施設緊急改築事業に係る千葉県農業用水負担金の一部について、平成21年度に一時支払するとの要望があり、平成21年度より一時支払の受入に関する方式を採用するために必要な手続を行った。

(4) 福岡導水事業

福岡導水事業の残事業分に係る水道負担金については、当該年度支払の方法によるものとするための手続を開始した。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

負担者からの建設負担金に関する試算・一時支払・当該年度支払等の要望には、できる限りの対応をしてきた。今後も誠実な対応をとることにより、本中期目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。

7. その他業務運営に関する重要事項

(4) その他当該中期目標を達成するために必要な事項

利水者負担金に関する事項

2) 支払方法の検討

(中期目標)

利水者の負担金の支払方法について、前払いする方式の活用など利水者の要望も踏まえ適切に対処すること。

(中期計画)

より柔軟に金利の変動に対応するための利水者の負担金の支払方法について検討を行う。

(年度計画)

より柔軟に金利の変動に対応するための利水者の負担金の支払方法について検討を行う。

(年度計画における目標設定の考え方)

金利変動に対応した利水者の負担金の支払方法について検討を行うこととした。

(平成20年度における取組)

支払方法の検討

より柔軟に金利の変動に対応するための利水者の負担金の支払方法については、問題点等を把握にした上で利水者を含む関係各方面と検討・調整を行う必要があり、問題点等の洗い出しに着手したところである。

今後、利水者のニーズを明確にし、ニーズに沿った仕組みと実現の可能性について検討を行う。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

利水者のニーズを明確にし、実現の可能性、希望される仕組みについて検討を行う。これらの取組を実施することにより、中期計画に掲げる利水者の要望も踏まえた対処については、本中期目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。

7. その他業務運営に関する重要事項

(4) その他当該中期目標を達成するために必要な事項

利水者負担金に関する事項

3) 繰上償還の受入

(中期目標)

利水者の負担金の支払方法について、前払いする方式の活用など利水者の要望も踏まえ適切に対処すること。

(中期計画)

利水者から要望のある割賦負担金の繰上償還については、機構の財政運営を勘案して適切に対処する。

(年度計画)

利水者から要望のある割賦負担金の繰上償還については、機構の財政運営を勘案して適切に対処する。

(年度計画における目標設定の考え方)

機構の財務運営を勘案のうえ、平成20年度から平成24年度までの5年間における繰上償還受入枠を年間300億円程度としている。

(平成20年度における取組)

繰上償還の受入

利水者の割賦負担金の利子負担の軽減を図るため、償還利率が5%以上の割賦負担金について、平成19年度末の割賦元金の残高約3,000億円に対して、第2期中期目標期間の繰上償還受入枠をその2分の1の約1,500億円とし、平成20年度から年間の受入枠を300億円に拡大した。

機構の財務運営を勘案のうえ、平成20年度は約323億円の繰上償還を受け入れた。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

機構の財務運営を勘案のうえ、本中期目標期間中の繰上償還受入枠を約1,500億円とし、年間の受入枠を300億円程度としており、本中期目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。

7. その他業務運営に関する重要事項

(4) その他当該中期目標を達成するために必要な事項

中期目標期間を超える債務負担

(中期目標)

-

(中期計画)

中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

(年度計画)

当該事業年度には、次期中期目標期間にわたって契約を行う事項等は次のとおりである。

(単位：百万円)

事 項	限 度 額	年 限	備 考
用水路等事業	1,600	6事業年度内	

(年度計画における目標設定の考え方)

次期中期目標期間にわたって契約を行う予定の事項等を計上することとした。

(平成20年度における取組)

中期目標期間を超える債務負担

事業の進捗状況から次期中期目標期間にわたって契約を行う両筑平野用水二期建設事業に係る工事の債務負担を、年度計画に計上された債負担限度額(1,600百万円)の範囲内で行うこととして、契約手続を進めた。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

結果として平成20年度において年度内に契約締結に至らなかったが、平成21年度年度計画において再度計上し、平成21年4月8日に契約を締結した。